

令和8年6月11日
法テラスの在り方に関する有識者検討会

政府における犯罪被害者等支援の取組及び 犯罪被害者等の相談・支援体制について



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

御説明の内容（目次）

1. 政府における犯罪被害者等支援の取組
2. 犯罪被害者等の相談・支援体制について

御説明の内容（目次）

1. 政府における犯罪被害者等支援の取組
2. 犯罪被害者等の相談・支援体制について

犯罪被害者等支援の歩み

- **約50年の歩み**の中で、時代とともに犯罪被害者等支援の担い手や制度が拡大
- 2004年の**基本法制定**を契機に、**国・地方・民間が連携**を図りつつ、社会全体で支える段階へ
- 2023年、施策を更に前進させるため、**国家公安委員会（警察庁）を司令塔**に新たな一步を踏み出す

2000年代～

犯罪被害者等の「権利」を記した基本法制定 政府全体で総合的な政策プランを策定

● 2004.12.1
犯罪被害者等基本法が成立

● 2005
犯罪被害者等基本計画
閣議決定

● 2006
法テラス設立・業務開始

● 2023
国家公安委員会が司令塔に
国家公安委員会に総合調整権限／警察庁に専従課

● 2025(基本法施行から20年)
ワンストップサービス体制実現のための
支援コーディネーター制度

● 2026.1.13
犯罪被害者等支援弁護士制度

● 2026.3.17
第5次犯罪被害者等基本計画 閣議決定



(犯罪被害者等施策推進会議)

1990年代

警察・検察の取組が加速 民間における取組の広がり

● 1992
犯罪被害者相談室(東京)の設立

● ~1995
オウム真理教
による犯罪行為



(共同通信社)

● 1996
「被害者対策要綱」(警察)

● 1998
全国被害者支援ネットワーク設立

● 1999
被害者等通知制度(検察)

● 2000
被害者保護二法制定

～1980年代

「犯罪被害者等のため」 の施策の開始

● 1967
市瀬朝一氏による活動

● 1974
三菱重工ビル
爆破事件



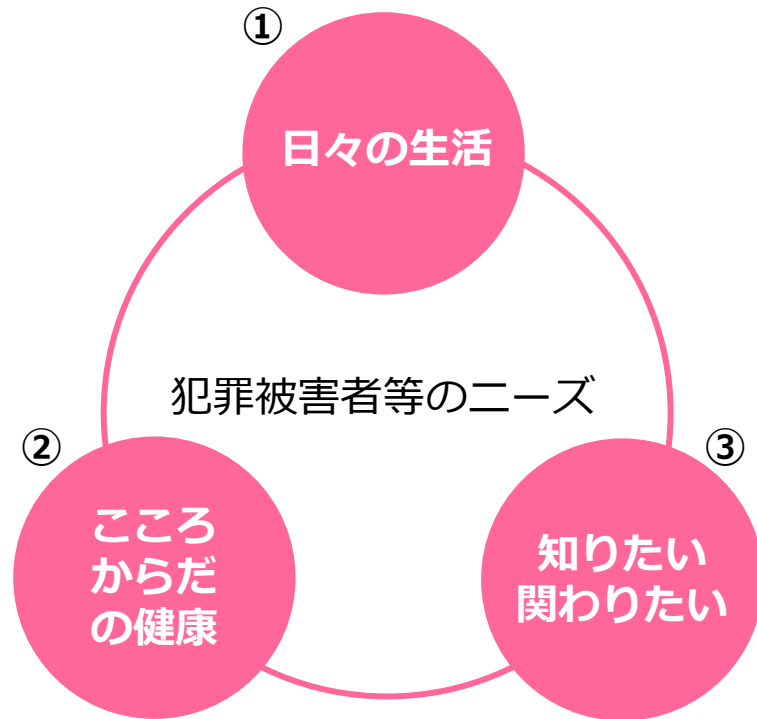
(共同通信社)

● 1981
犯罪被害給付制度 施行

「犯罪被害者等のため」という視点を
正面に捉えた初めての施策

犯罪被害者等のニーズと取組の方向性

- 犯罪被害者等の困難は、被害に遭った直後から始まり、**その後も様々な形で継続**
- **犯罪被害者等が再び平穏な生活を営む**ことができるよう、途切れることのない支援を行うことを念頭に、ニーズに見合った**制度の充実**とともに、**体制の整備**や**社会の理解の醸成**が必要



犯罪被害者等のニーズの具体例

- ①働き手を亡くした／加害者から逃げるために引っ越さなければならないケガや心の不調などで仕事が続けられなくなった
- ②障害が残った、PTSDを発症した
周囲やインターネット上で心ない声(二次的被害)を受けた
- ③裁判で思いを伝えたい／事件のことや加害者のことを知りたい

犯罪被害者等のニーズに見合った支援・制度を整備・充実させる

- ・損害回復や経済面などでの支援
【基本計画・重点課題第1】
- ・心身の被害の回復・防止
【基本計画・重点課題第2】
- ・刑事手続などへの関与拡充
【基本計画・重点課題第3】

犯罪被害者等に支援を届けるための体制を整備し、社会の理解を醸成する

- ・支援のための体制整備
【基本計画・重点課題第4】
- ・国民の理解増進
【基本計画・重点課題第5】

御説明の内容（目次）

1. 政府における犯罪被害者等支援の取組
2. 犯罪被害者等の相談・支援体制について

犯罪被害者等支援の主なステークホルダー

□ 都道府県

犯罪被害者等支援コーディネーター 【警察庁】

- ・各支援機関間の調整・アドバイザー役
- ・令和7年度から都道府県への補助金事業を開始

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 【内閣府】

総合的対応窓口 【警察庁】

各県庁・市区町村役場における犯罪被害者等の相談窓口であり、部内の調整も対応

□ 市区町村

総合的対応窓口 【警察庁】

□ 都道府県警察

部内カウンセラー 【警察庁】

全47都道府県警察において、計209人（うち、有資格者170人）の部内カウンセラーを配置

指定被害者支援要員 【警察庁】

研修を受け、付添い、情報提供、民間団体の紹介等を行う警察職員（R6末現在、3万8,925人を指定）

□ 民間団体

犯罪被害者等早期援助団体 【警察庁】

- ・「被害者支援センター」「センター」とも呼ばれる民間団体
- ・犯罪被害者等支援コーディネーターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの委託を受ける団体も。

（参考）（公社）全国犯罪被害者支援ネットワーク

- ・犯罪被害者等早期援助団体等による全国組織
- ・全国の相談員の研修等を行うほか、14名を独自に「NNVSコーディネーター」として認定し、全国の相談員の指導員の役割を果たす

□ 独立行政法人等

日本司法支援センター（法テラス） 【法務省】

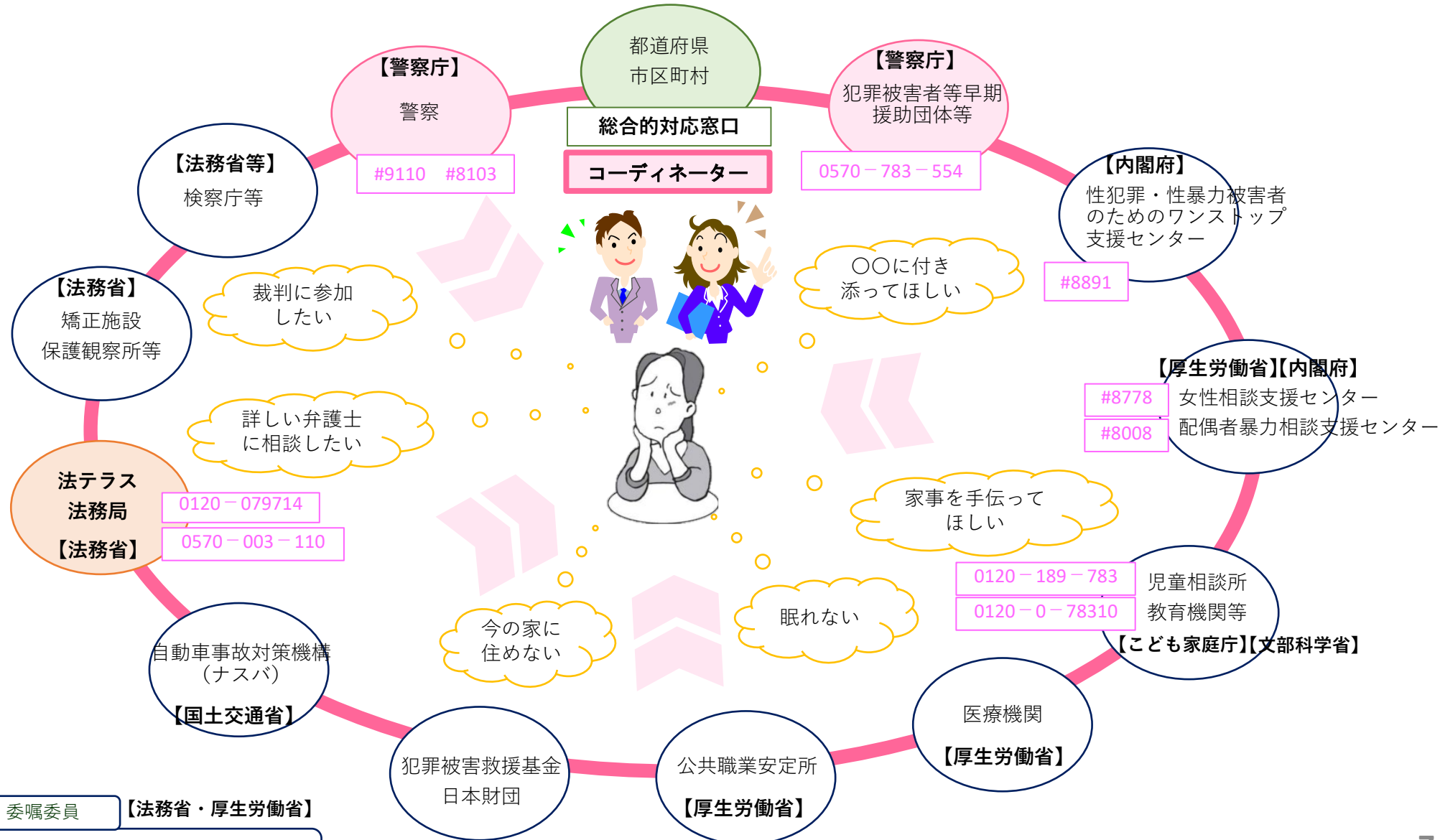
- ・経済的に余裕のない方に原則として法テラスが費用を負担して法律相談や弁護士費用等の立替えなどを行う
- ・令和8年1月13日から犯罪被害者等支援弁護士制度が開始

自動車事故対策機構（ナスバ） 【国土交通省】

自動車事故の被害者支援と自動車事故の発生防止を行う独立行政法人

地方における途切れない支援

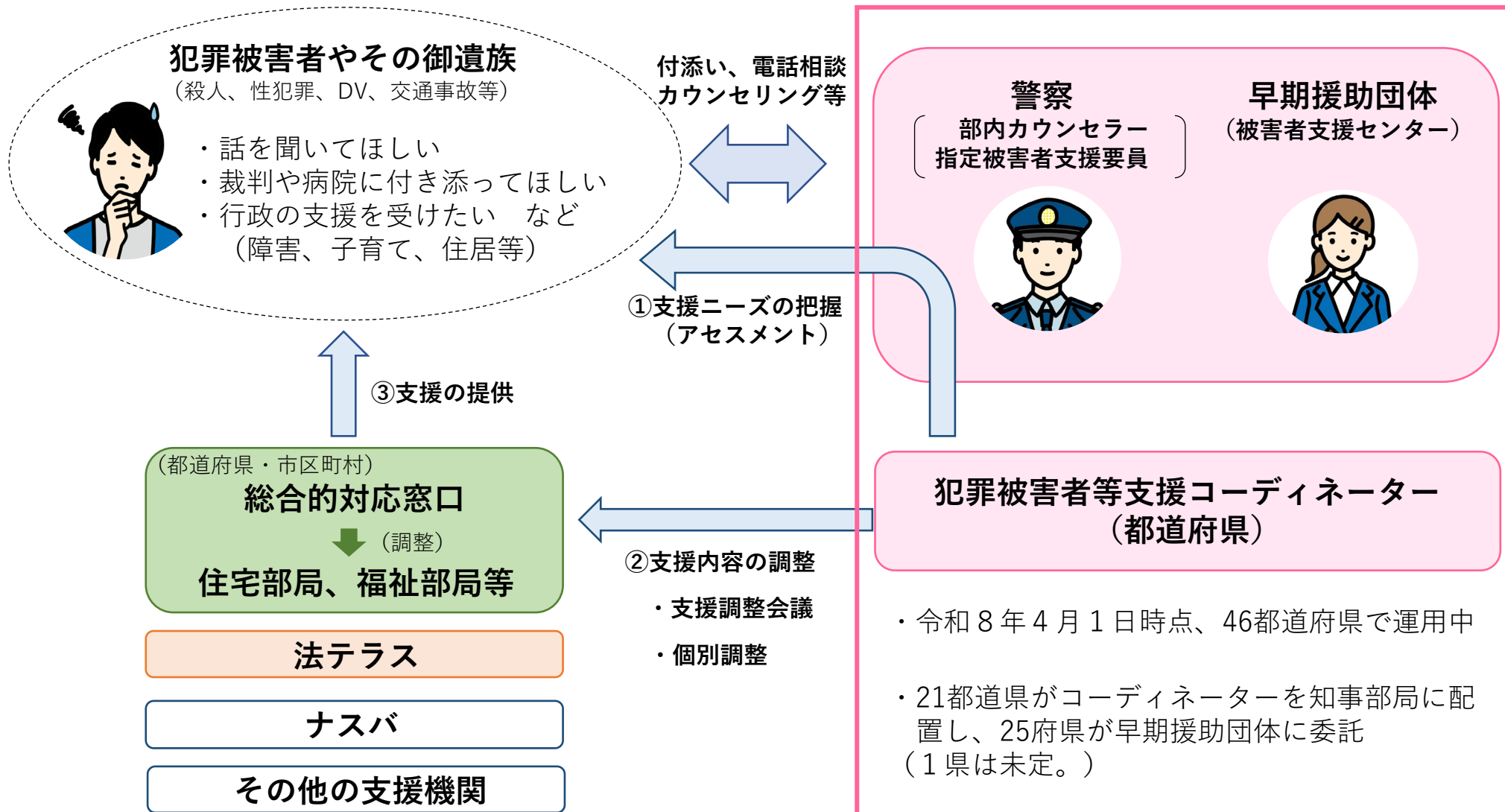
□ 犯罪被害者等支援コーディネーターを支援のハブとして、様々な機関による支援をワンストップで提供



委嘱委員 **【法務省・厚生労働省】**

人権擁護委員 民生委員・児童委員

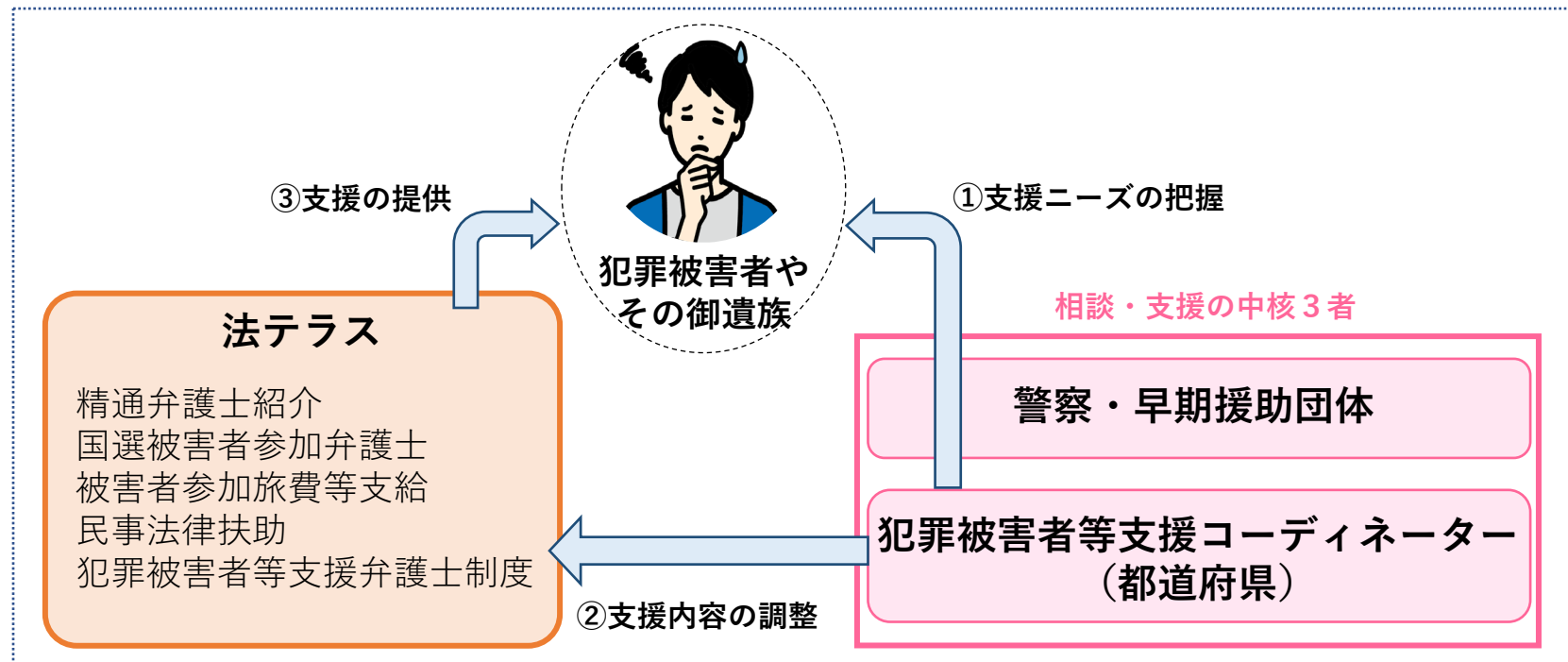
多機関をつなぐ仕組み：多機関ワンストップサービス



犯罪被害者等への法的支援の提供

- 多機関ワンストップサービスの仕組みのもと、法的支援を求める犯罪被害者等と法テラスの橋渡しを行う

支援の流れ（例）



- 警察庁においても、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始に先立ち、都道府県警察に対し、捜査員から犯罪被害者等に対し同制度を幅広く教示することを指示するなど、法テラスにおける支援の周知に協力

被害者支援連絡協議会の機会を通じた連携強化

- ・ 地方公共団体、警察、民間被害者支援団体、法テラス等の関係機関・団体により都道府県単位で構成された「**被害者支援連絡協議会**」を全国に設置
- ・ 支援に携わる関係機関・団体が円滑な連携・協力を行うことができる**相互に顔の見える関係作り**が目的
- ・ 犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施



(協議会における訓練の様子)

個別事案の支援において、犯罪被害者等に対し円滑な連携・協力による適時適切な支援が可能となる支援体制を整備

犯罪被害者等が求める支援は、非常に多岐にわたり、その支援を実施する主体も様々

犯罪被害者等支援コーディネーターを中核とした多機関ワンストップサービスの仕組みにより、関係する機関・団体が一体となって、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援を提供していくことが必要

法テラスは、犯罪被害者等を法的支援につなぐ役割を担う、重要なステークホルダー



引き続き、法テラスにおける法的支援を充実させ、困難な状況にある犯罪被害者等を御支援いただくとともに、地方公共団体、警察、民間被害者支援団体を含む関係機関・団体との連携の推進に御協力いただきたい。